

2) 「大和川水系流域治水プロジェクト（R4.3版）」
の公表について

(資料3)

「大和川水系流域治水プロジェクト (R4.3版)」
の公表について

(注) 協議会 構成員は、対象外です。

資料3

事 務 連 絡
令和4年3月16日

大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会
大和川上流部流域治水部会 構成員（オブザーバー含む） 様

大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会
大和川上流部流域治水部会 事務局

「大和川水系流域治水プロジェクト（R4.3版）」の公表について

「大和川上流部流域治水部会」（令和2年7月31日設置）において、「大和川水系流域治水プロジェクト（R4.3版）」の公表を行うため、大和川上流部流域治水部会を開催します。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面による開催とします。

つきましては、公表の可否について別紙3により3月25日（金）までに回答をお願いします。

[問い合わせ・提出先]

大和川河川事務所 調査課 事業対策官 渡邊

工務課 保全対策官 杉野

TEL 072-971-1381 / FAX 072-973-3967

E-mail watanabe-t86cd@mlit.go.jp

sugino-f8810@mlit.go.jp

「大和川水系流域治水プロジェクト (R4.3 版)」について

【議案事項】

■ 「大和川水系流域治水プロジェクト (R4.3 版)」を公表する。

公表の経緯

- 昨今の豪雨災害の激甚化・頻発化を受け、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換が重要であるとの認識に基づき、大和川水系では「大和川上流部流域治水部会」及び「大和川下流部流域治水部会」（以下、「流域治水部会」という。）を設置し、国、流域自治体等が協働して流域全体で実施すべき対策の全体像を「大和川水系流域治水プロジェクト」（以下、「流域治水プロジェクト」という。）としてとりまとめ、令和 3 年 3 月に公表しました。
- 流域治水の一層の推進により浸水被害の防止・軽減を図るためには、共通の指標に基づき取組の進捗状況を「見える化」し、積極的・先進的な事例を踏まえた、プロジェクトの更なる充実を図ることが重要である。
- 以上を踏まえ、流域治水部会では令和 3 年 3 月に公表した流域治水プロジェクトを対象に、水害リスク情報の充実、グリーンインフラの取組、指標の見える化及び各構成員の取組のフォローアップ等について議論し、「大和川水系流域治水プロジェクト (R4.3 版)」として取りまとめました。
- 「大和川水系流域治水プロジェクト (R4.3 版)」は、令和 4 年 3 月末に公表します。

大和川水系流域治水プロジェクト (R4.3 版) (資料 4) を確認し、別紙 4 により回答をお願いします。

(注) 協議会 構成員は、対象外です。

別紙 4

機関名： _____

大和川水系流域治水プロジェクト（R4.3版）について、公表することを
（承認する、承認しません）

○意見等

令和 年 月 日

連絡窓口担当者氏名： _____

連絡 先： _____